

## 一般社団法人 AZ-COM ネットワークと災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定を締結しました

堺市では、一般社団法人 AZ-COM ネットワークと「災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定」を以下のとおり締結しました。

本協定により、大規模な地震等の災害発生時に、一般社団法人 AZ-COM ネットワークが有する全国に広がる会員企業間のネットワークを活用した迅速な物資輸送等の支援を受けることができ、本市の災害対応に重要な役割を果たすことが期待されます。

### 1 協定締結先

一般社団法人 AZ-COM ネットワーク（東京都千代田区丸の内 1 丁目 8 番 2 号 鉄鋼ビル本館）  
理事長 和佐見 勝 氏

### 2 協定締結日

令和 7 年 12 月 16 日（火）

### 3 協定の主な内容

- (1) 避難所等への物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 物資配送拠点における荷役作業の実施
- (3) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (4) 災害時物資業務に関する助言等を行う要員（災害物流専門家）の派遣

### 4 協定締結に至った経緯

一般社団法人 AZ-COM ネットワークから、災害時における物資輸送等に関する支援協力の申し出があり、協力内容に関して協議を重ね、両者が合意に至ったため、本協定を締結する運びとなりました。

### 5 一般社団法人 AZ-COM ネットワーク

AZ-COM 丸和ホールディングス株式会社（埼玉県吉川市旭 7-1）を中心に、全国の運送事業者を主な会員として設立された団体で、令和 5 年 6 月には指定公共機関※に指定されました。

※災害対策基本法第 2 条第 5 号に基づき、公共的機関や公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を持つものとして、内閣総理大臣が指定する機関。

問い合わせ先	担当課：危機管理室 防災課 電話：072-228-7605 ファックス：072-222-7339
--------	--

## 災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定書

堺市(以下「甲」という。)と一般社団法人 AZ-COM ネットワーク(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害時(以下「災害」という。)における救援物資(以下「物資」という。)の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、堺市域及び他都市等において災害が発生した場合に、甲が乙に対し協力を要請する物資の受入及び配送等に関し、適正かつ円滑な運営を行うため、その手続等について定めるものとする。

### (物資配送拠点の設置等)

第2条 物資の受入及び配送等を実施する拠点(以下「物資配送拠点」という。)の設置場所は、甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、堺市内における物資の供給体制が整うなど、物資の受入及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資配送拠点を閉鎖するものとする。

### (業務内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請できる業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等への物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 物資配送拠点における荷役作業の実施
- (3) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (4) 災害時物資業務に関する助言等を行う要員(災害物流専門家)の派遣
- (5) その他乙が協力できる範囲内で甲が要請する業務

### (業務の要請及び協力)

第4条 甲は、前条の協力を要請するときは、別紙第1に定める「救援物資の受入及び配送等に関する支援協力要請書」により乙に対し文書により要請するものとする。ただし、文書で要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

### (報告)

第5条 乙は、第3条の規定による業務を実施したときは、別紙第2に定める「救援物資の受入及び配送等に関する支援協力報告書」により、業務終了後、速やかに甲に業務内容を報告する。

2 甲及び乙は、第3条の規定により要請した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 物資の受入及び配送等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費は、災害発生直前における乙の届出運賃、料金を参考として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(事故等)

第7条 乙は、物資の受入及び配送等の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。文書で報告できないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第8条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第9条 甲は、本協定により業務に従事した者が、当該業務に従事したことに関し、当該従事者の責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾となった場合の補償について、「災害に係る応急措置業務従事者に対する損害補償に関する条例」（昭和38年10月12日 堺市条例第27号）に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、甲はその責を免れるものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第10条 甲及び乙は、第3条の規定による業務履行にあたり業務上知り得た秘密を他人に漏洩又は利用してはならない。業務終了後又は本協定解除後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を協定締結後、速やかに別紙第3に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、当該連絡者に変更があった場合も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年12月16日

甲 堀市堺区南瓦町3番1号  
堺市  
市長 永藤 英機

乙 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号鉄鋼ビル本館  
一般社団法人 AZ-COM ネットワーク  
理事長 和佐見 勝

別紙第1（第4条関係）

年　月　日

救援物資の受入及び配送等に関する支援協力要請書

一般社団法人 AZ-COM ネットワーク

理事長 様

堺 市 長

「災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定書」第3条の規定に基づき、次のことおり支援協力を要請します。

記

要請事項	第3条第 号
要請内容	

別紙第2（第5条関係）

年　月　日

救援物資の受入及び配送等に関する支援協力報告書

堺市長様

一般社団法人 AZ-COM ネットワーク  
理事長

「災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定書」第5条の規定に基づき、次のとおり業務内容を報告します。

記

要請事項	第3条第　号
要請内容	

別紙第3（第11条関係）

連絡責任者届

【 堺市 】

(連絡責任者)

(連絡責任者代理)

役職 氏名		
T E L		
携帯電話番号		
F A X		

【 一般社団法人 AZ-COM ネットワーク 】

(連絡責任者)

(連絡責任者代理)

役職 氏名		
T E L		
携帯電話番号		
F A X		

※内容に変更があった場合は速やかに報告すること。